

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（取引台帳）</u></p> <p><u>第11条 法第49条に規定する業務に関する帳簿は、取引台帳（ 売買又は交換にあつては様式第12号、貸借にあつては様式第 13号）によらなければならない。</u></p> <p>（業務実績の報告）</p> <p><u>第12条 宅建業者は、毎年1月31日までに、前年の業務の実績 について、宅地建物取引業実績報告書（様式第14号）により 、知事に報告しなければならない。</u></p> <p>（申請書等の経由）</p> <p><u>第13条 法、省令、法務・建設省令及びこの規則の規定により 知事に提出する申請書等は、申請者等の主たる事務所の所在 地（居住地を含む。）を所管する<u>広域振興局、広域振興局総 合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。た だし、第8条の届出及び第9条の証明願並びに県外に事務所を 有する者（居住地を有する者を含む。）が提出する申請書等 については、この限りでない。</u></p>	<p>（業務実績の報告）</p> <p><u>第11条 宅建業者は、知事からその業務について報告を求めら れた場合は、宅地建物取引業実績報告書（様式第12号）によ り報告しなければならない。</u></p> <p>（申請書等の経由）</p> <p><u>第12条 法、省令、法務・建設省令及びこの規則の規定により 知事に提出する申請書等は、申請者等の主たる事務所の所在 地（居住地を含む。）を所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなけ ればならない。ただし、第8条の届出及び第9条の証明願並 びに県外に事務所を有する者（居住地を有する者を含む。） が提出する申請書等については、この限りでない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第12号及び様式第13号を削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第14号（第12条関係）</u></p> <p>[略]</p> <p>宅地建物取引実績（前年の1月から12月までの1年分） について、宅地建物取引業法施行細則第12条の規定により 、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第12号（第11条関係）</u></p> <p>[略]</p> <p>宅地建物取引実績（<u> 年 月</u>から <u> 年 月</u>まで の1年分）について、宅地建物取引業法施行細則第11条の 規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宅地建物取引業者の平成21年までの業務の実績に係る報告については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則様式第12号は、この規則の施行の日以後に提出する宅地建物取引業実績報告書について適用し、同日前に提出した宅地建物取引業実績報告書については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則に規定する様式第14号による用紙については、当分の間、これを取り繕

って使用することができる。